

## 春日井市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展を支援するため、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「総合対策実施要綱」という。）に基づき、新規就農者経営発展支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 独立又は自営による就農時の年齢が原則として50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 交付を受けようとする年度中に次に掲げる要件のいずれにも該当する独立就農又は自営就農するものであること。

ア 市内の農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号により同委員会の許可を要しないものとされたもの、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を有していること。

イ 主要な農業機械及び施設を所有し、又は借りていること。

ウ 生産物、生産資材等を本人の名義で出荷又は取引をすること。

エ 農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を本人の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画（次号において「青年等就農計画」という。）の認定を受けた者であること。ただし、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

(4) 経営の全部又は一部を継承する場合（一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合を除く。）は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、作成した経営発展支援事業計画等（青年等就農計画に春日井市新規就農者経営発展支援事業申請追加資料（第1号様式）を添付したものをいう。以下同じ。）が継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10パーセント以上増加させる、又は生産コストを10パーセント以上減少させると市長に認められること。

(5) 経営発展支援事業計画等が次に掲げる要件のいずれにも該当していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン及び農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(6) 人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2（1）に規定する実質化された人・農地プラン、同通知3の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる判断された既存の人・農地プラン、同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等を中心となる経営体として位置づけられている者若しくは位置づけられることが確実と見込まれる者又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）。

- (7) 総合対策実施要綱別記3の雇用就農資金、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。
- (8) 農業機械及び施設の取得費用等について、本人が金融機関から融資を受けること。
- (9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。
- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

（補助対象）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国又は地方公共団体の他の補助事業の対象として整備するものを除く。

- (1) 農業機械、施設等の取得、改良又はリース
- (2) 家畜の導入
- (3) 果樹又は茶の新植又は改植
- (4) 農地等の造成、改良又は復旧

2 前項の事業は、同項各号の事業ごとに次に掲げる基準をいずれも満たさなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる物品等を交付対象者が自らの経営において使用すること。
- (2) 事業費が500,000円以上（補助事業の対象となる農業機械、施設等（中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。）が中古機械、中古施設等である場合には、事業費が500,000円以上であり、かつ、市長が適正と認める価格で取得されるものに限る。）であること。

(3) 農業機械、施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施又は複数の業者からの見積り徴取等により事業費の減少に向けた取組を行うこと。

3 前項に規定するもののほか、第1項第1号の事業については、次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 原則として、補助事業の対象となる農業機械、施設等は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）がおおむね5年以上20年以下のものであること。ただし、当該農業機械、施設等が中古農業機械又は中古施設等である場合は、中古資産耐用年数（同省令第3条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証のあるものに限る。）。

(2) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（農業機械に設置するものに限る。）等の農業機械については、次の要件を全て満たす場合

(ア) 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他の用途に使用されないものであること。

(イ) 農業経営において真に必要であること。

(ウ) 導入後の適正利用が確認できるものであること。

イ 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、ア（ア）から（ウ）までの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置する場合

(3) 整備を予定している農業機械、施設等が、交付対象者の経営発展支援事業計画等の成果目標の達成に直結するものであること。

- (4) 市長が作成する市町村経営発展支援事業計画の県への提出以前に交付対象者が自ら若しくはこの補助金以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した農業機械、施設等をこの補助金に切り替えて整備するものでないこと。
- (5) 整備を予定している農業機械、施設等については、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等に参加等し、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。この場合において、当該加入等の期間は、被覆期間中の災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものであって、かつ、当該農業機械、施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものでなければならない。
- (6) 整備を予定している農業機械、施設等の施工業者等が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約が当該ガイドラインに準拠していること。
- (7) 導入した農業機械、施設等については、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、耐用年数（新品の場合にあつては法定耐用年数、中古農業機械、中古施設等の場合にあつては中古耐用年数。以下同じ。）が経過するまでの間、保管すること。
- (8) 農業機械、施設等のリースについては、次に掲げる基準によること。
- ア 交付対象者及びリース契約予定事業者とが原則共同して補助金の交付申請に係る手続を行うこと。この場合において、補助金は、交付対象者が選定した農業機械、施設等のリース契約事業者へ支払うものとする。
- イ 農業機械、施設等のリース期間は、耐用年数以内とすること。
- (補助金の額等)

第4条 補助対象経費は、前条第1項の事業に必要な経費とし、補助金の額は、補助対象経費の4分の3に相当する額以内とし、7,500,000円を上限とする。た

だし、総合対策実施要綱別記2に定める経営開始資金の交付対象者は3,750,000円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始する場合で次の各号のいずれにも該当する場合は、夫婦合わせて、同項の額に1.5を乗じた額（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）を上限額とする。

(1) 家族経営協定を締結しており、当該夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(2) 主要な経営資産を当該夫婦で共に所有し、又は借りていること。

(3) 当該夫婦が共に人・農地プランに位置付けられた者等となること。

3 複数の就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該就農者（当該農業法人及び就農者それぞれが人・農地プランに位置付けられた者等である場合に限る。）の属する農業法人に対して第1項の額を合算した額又は15,000,000円のいずれか低い額を上限額とする。ただし、令和5年度以前に経営開始している農業者が法人の役員に存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

4 リースがある場合の補助金の額は、リース物件取得価格（税抜き）の4分の3に相当する額以内とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める方法により算定した額を用いるものとする。

(1) リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合（第3号に掲げる場合を除く。） リース期間を耐用年数で除して得た期間にリース物件取得価格（税抜き）を乗じて得た額の4分の3に相当する額

(2) リース期間満了時に残存価格を設定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） リース物件取得価格（税抜き）から残存価格を減じて得た額の4分の3に相当する額

(3) リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合 前2号に定める方法により算定した額のいずれか小さい額

(経営発展支援事業計画等の承認)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、経営発展支援事業計画等に次に掲げる書類を添付し、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 収支計画
- (2) 履歴書
- (3) 離職票がある場合は離職票の原本
- (4) 経営を開始した時期を証明する農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等（申請時に経営を開始している場合に限る。）
- (5) 経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する就業証明書、卒業証明書、住民票の写し等の書類
- (6) 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械及び施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類（申請時に経営を開始している場合に限る。）
- (7) 通帳の写し
- (8) 身分を証明する運転免許証、パスポート等の写し

2 市長は、前項の経営発展支援事業計画等が提出された場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、経営発展支援事業計画等を承認し、申請者に通知する。

3 前2項の規定は、前項の規定による承認を受けた者が経営発展支援事業計画等を変更する場合について準用する。

(交付申請)

第6条 前条第2項の規定による承認を受けた者で、補助金の交付を受けようとするもの（以下「交付申請者」という。）は、春日井市新規就農者経営発展支援事業補助金交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定による経営発展支援事業計画等の変更に伴い、補助金の交付申請の内容に変更が生じる場合について準用する。

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、春日井市新規就農者経営発展支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により交付申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、第5条の規定による経営発展支援事業計画等の変更に伴い、補助金の交付決定の内容に変更が生じる場合について準用する。

（実績報告）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、経営発展支援事業計画等に記載した取組を完了したときは、春日井市新規就農者経営発展支援事業補助金実績報告兼請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、当該補助金を交付するものとする。

（補助金の経理及び帳簿等の保管）

第10条 交付決定者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等（以下「帳簿等」という。）を整理し、他の経理と区分して記録しておかなければならない。

2 交付決定者は、帳簿等を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（就農状況報告）

第11条 交付決定者は、補助事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末日及び1月末日までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、当該実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況について、就農状況報告（第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 作業日誌の写し

(2) 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し



(7月の報告に限る。)

(3) 通帳及び帳簿の写し(1回目の報告に限る。)

(4) 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械及び施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類(次条の規定による報告で既に提出した書類等から変更がない場合又は2回目以降の報告で変更がない場合は、省略することができる。)

(就農報告)

第12条 交付決定者は、実績報告の後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(就農状況等の確認)

第13条 市長は、第11条の規定による報告を受けたときは、関係機関と協力し、交付決定者の就農状況を確認し、必要があると認めるときは、関係機関と連携して適切な助言及び指導を行うものとする。

(管理義務)

第14条 交付決定者は、整備した農業機械又は施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕又は改築等を行い、その整備目的に即して最も効果的な運用を図り、適正に管理運営しなければならない。

(管理方法)

第15条 交付決定者は、整備した農業機械又は施設等について、その耐用年数に相当する期間に準じて処分制限期間を定めるものとする。

2 交付決定者は、整備した農業機械又は施設等の管理状況を明らかにするため、財産管理台帳を備え置くものとする。

3 交付決定者は、整備した農業機械又は施設等の管理運営の状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存するものとする。

4 交付決定者は、前項の規定に基づき作成した管理運営日誌又は利用簿等について、経営発展支援事業計画等に定めた目標年度まで各年度につき1回、市長に提出する

ものとする。

(財産処分の制限)

第16条 交付決定者は、整備した農業機械又は施設等について前条第1項の規定により定めた処分制限期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による財産処分の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、承認し、申請者に通知するものとする。

(災害の報告)

第17条 交付決定者は、整備した農業機械又は施設等について、第15条第1項の規定により定めた処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(増築等の報告)

第18条 交付決定者は、整備した農業機械又は施設等について、第15条第1項の規定により定めた処分制限期間内に移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行うときは、あらかじめ市長に報告しなければならない。

(補助金の返還等)

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による交付決定を取消し、又は補助金の全額を返還させることができる。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等を行った場合

(2) 補助事業を実施した年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで同程度の就農を継続しなかった場合

(3) 第16条第1項の規定に違反した場合

(返還免除)

第20条 前条ただし書の規定により補助金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による返還免除の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の返還を免除することができる。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月25日から施行する。